

長崎県工業技術センター 食品開発支援センター

試作加工施設及び開放設備機械類使用要領

（趣旨）

第1条 工業技術センター（以下「工技センター」という。）職員等以外の者の食品開発支援センター（以下「食品センター」という。）の利用等については、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領で「食品開発支援センター」とは、次に掲げるもので構成されるものをいう。

- (1) 所属する研究員、会計年度任用職員その他関係する職員等
 - (2) 試作加工施設、解析室（食品物性解析室、食品機能解析室、食品香気解析室）その他関係する領域
 - (3) 設備機械類（試作加工設備機器類、試験設備機器類、分析設備機器類）
 - (4) その他関係するもの
- 2** この要領で「担当者」とは、職員等のうち専ら該当設備機械類を維持管理する者又は企業等からの相談案件に対応する者をいう。
- 3** この要領で試作加工施設及び設備機械類の「使用」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 食品の試作をする行為
 - (2) 食品の分析をする行為
 - (3) 販売を目的として食品の製造をする行為

（使用時間）

第3条 試作加工施設及び設備機械類の使用時間は、長崎県工業技術センター管理運営規則（平成元年長崎県規則第54号）第2条に定める休業日（以下「休業日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前9時から午後5時までとする。なお、この使用時間には、それぞれの暖機運転時間及び停止処理時間並びに衛生管理のための時間を含むものとする。

- 2** 前項の規定にかかわらず、工技センター所長（以下「所長」という。）が認めた試作加工施設及び設備機械類に限り、必要に応じて前項に定める使用時間以外の時間の使用（以下「休日、時間外使用」という。）をすることができる。

（使用の申込）

第4条 試作加工施設又は設備機械類の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ食品開発支援センター試作加工施設及び設備機械類使用許可申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

- 2** 前項において、その使用が第2条第3項第3号に該当する場合、誓約書（様式第2号）を同時に所長に提出しなければならない。
- 3** 申請者は、申請の内容に応じて現実に使用をする者（以下「従事者」という。）を指定しなければならない。
- 4** 申請者は、前項の規定により指定した従事者のうち一人を従事責任者として指定しなければならない。

（使用の許可）

第5条 所長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、適当と認めたときは使用を許可するものとする。この場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 所長は、長崎県工業技術センター条例（平成元年7月18日長崎県条例第47号。以下「工技センター条例」という。）第3条第2項又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の規定による申込に応じないこととする。

- (1) 工技センターの業務に支障があるとき。
- (2) 従事責任者が設備機械類の取扱いに習熟していると認められないとき（第2条第3項第3号に規定する使用に限る）。
- (3) 従事責任者が食品製造に係る衛生管理について十分な知識を有していると認められないとき（第2条第3項第3号に規定する使用に限る）。
- (4) 食品センター（第2条第1項第1号に掲げるものを除く。第9条第2項第7号において同じ。）の衛生管理に支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- (5) 申請者が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものをいう。）であるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、適当でないと認められるとき。

(使用料)

第7条 第5条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、工技センター条例第4条に規定する使用料を前納しなければならない。

2 既に納付した使用料は還付しないものとする。ただし、使用者の責に帰することができない事由により使用の目的が達成することができないときは、この限りでない。

(使用の変更)

第8条 使用者は、使用許可を受けた使用目的を変更しようとするときは、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。ただし、販売を目的とした食品製造以外の目的から販売を目的とした食品製造への変更はすることができない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、許可された目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡若しくは転貸してはならない。

2 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 試作加工施設及び設備機械類を破損しないこと。万が一破損した場合は、速やかに担当者に報告するとともに、担当者の指示を受けること。
- (2) 設備機械類は当該施設内で使用するものとし、配置を許可なく変更しないこと。また、外部へ持ち出さないこと。
- (3) 試作加工施設及び設備機械類の使用は、複数人で行うこと。ただし、担当者の立会いがある場合はこの限りでない。
- (4) 試作加工施設及び設備機械類の使用に際して必要な原材料、消耗品その他必要なものは使用者が負担すること。
- (5) 試作加工施設及び設備機械類の使用中に故障その他の異常を発見したときは、速やかに担当者に連絡し、担当者の指示を受けること。
- (6) 試作加工施設及び設備機械類の使用を終了又は中止したときは、責任をもって試作加工施設及び設備機械類の清掃、手入れを行い、担当者に報告して、担当者の確認を受けた後、退室すること。
- (7) 食品センターの衛生管理に支障をきたす行為をしないこと。
- (8) 不適切な排水、排気及び廃棄物をださないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、所長が指示すること。

(使用許可の取消し)

第10条 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた試作加工施設又は設備機械類を目的外使用したとき。
- (2) 許可を受けた試作加工施設又は設備機械類を善良な注意をもって使用しなかったとき。
- (3) 許可を受けた試作加工施設又は設備機械類以外のものであって許可を受ける必要があるものを許可なく使用したとき。
- (4) その他この要領又はこれに基づく担当者の指示に従わなかったとき。

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、工技センターはその責任を負わない。

(事故の責任)

第11条 使用者が食品センターの利用中の事故により人身及び物損被害を受けても、工技センターは一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 使用者の責めに帰すべき理由によって、食品センター又は使用者以外のものが被った人身及び物損被害については、使用者が賠償の責めを負うものとする。

2 使用者の責めに帰すべき理由によって、試作加工施設又は設備機械類を損傷し、滅却し又は衛生状態に重大な影響を及ぼした者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(製造物責任)

第13条 食品センターの利用に係る製造物に起因する危害の発生に関する責任(製造物責任)は、使用者がこれを全て負い、工技センターはいかなる責任も負わないものとする。

(使用料の減免)

第14条 所長は、次に掲げる場合、使用料を軽減又は免除(以下「減免」という。)することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合。
- (2) その他所長が必要と認める場合。

2 使用料の減免を受けようとする者は使用料減(免)額申請書(様式第3号)を所長に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 この要領に定めのない事項については、その都度所長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

食品開発支援センター試作加工施設及び設備機械類使用許可申請書

第 _____ 号

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

長崎県工業技術センター所長 _____ 様

申請者住所（法人は所在地） 〒 市町番地 郡TEL	氏名（法人は名称・代表者名及び使用者名）
--	----------------------

下記のとおり試作加工施設及び設備機械類を使用したいので申請します。
使用にあたっては、貴所の定めた「使用上の遵守事項」を遵守し、貴所職員の指示に従います。

使用目的	● 販売を目的としないもの 1.基礎研究 2.新製品開発 3.生産技術開発 4.製品の改良・改善 5.品質管理 6.品質証明 7.苦情処理 8.その他() ● 販売を目的とした食品製造 9.食品製造
使用する部屋 及び 設備機器類	裏面に記載してください
従事者	
従事責任者	職・氏名 TEL ()

(注) 本申請書は、申請年月日及び太線内を記入のうえ、 <u>1部</u> 提出してください。	領 収	合 計
		円

(伺) 上記のとおり許可してよろしいか。

受 付	許 可	センター長	担当者	総務課	取扱者

様式第 1 号（第 4 条関係）（裏面）

（販売を目的とした食品製造の場合）

占有する部屋	使用期間		単価 [円]	時間数 [H]	使用料 [円]
	年 月 日 時 分 ~ 時 分	休日、時間外使用			
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				

注) 販売を目的とした食品製造の場合のみ、部屋(試作加工室、一次加工室、乾燥室、粉碎室、加熱処理室、二次加工室、準備室)の使用料が発生します。原則として、平日の 9:00 から 17:00 が使用可能な時間です。
期間に“休日”、“時間外”が含まれる場合は、「休日、時間外使用」の欄にその旨を付記してください。

計 ①
円

（連続して使用する設備機械類）

設備機械類の名称	連続使用の期間	単価 [円]	時間数 [H]	使用料 [円]
	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分			
	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分			
	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分			
	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分			

注) 終夜連続運転が認められた機器類(冷蔵庫、冷凍庫、熱風乾燥機、減圧乾燥機、凍結乾燥機、低温乾燥機、データロガー など)を、終夜連続運転で使用しようとする場合に記載します。

計 ②
円

（上記以外の設備機械類）

設備機械類の名称	使用期間		単価 [円]	時間数 [H]	使用料 [円]
	年 月 日 時 分 ~ 時 分	休日、時間外使用			
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
	年 月 日 時 分 ~ 時 分				

注) 原則として、平日の 9:00 から 17:00 が使用可能な時間です。
期間に“休日”、“時間外”が含まれる場合は、「休日、時間外使用」の欄にその旨を付記してください。

計 ③
円

合計 ①+②+③	④ 円
-------------	--------

※ 記載欄が不足する場合、コピーして用紙を足してください。

誓約書

令和 年 月 日

長崎県工業技術センター所長 様

私は、食品開発支援センター試作加工施設及び設備機械類を使用するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

第1条（遵守事項）

長崎県工業技術センター食品開発支援センター試作加工施設及び開放設備機械類使用要領（以下「使用要領」という。）第9条の内容を遵守いたします。

第2条（事故責任）

試作加工施設及び設備機械類使用中の事故により被害を受けた場合は自ら責任を負います。

第3条（損害賠償）

試作加工施設及び設備機械類を損傷し、滅却し又は衛生状態に重大な影響を及ぼした場合は、それによって生じた損害を賠償いたします。

第4条（製造物責任）

試作加工施設及び設備機械類使用に係る製造物に起因する危害の発生に関する責任（製造物責任）は全て負い、損害賠償の責任を負うことといたします。長崎県工業技術センターにはいかなる責任も求めません。

第5条（使用者の制限）

使用要領第6条第5号に該当しません。

第6条（確認事項）

次に掲げる内容を理解した上で使用します。

- (1) 試作加工施設及び設備機械類の十分な洗浄を行っても、原材料としては使用していない特定原材料等が意図せず混入してしまうことが避けられないこと。
- (2) 非常時（事故発生時、機械の故障等）においては、占有期間中であっても使用者の承諾の下職員が立ち入ることがある。この場合、製造品を試験販売に供することができるか否かは、改めて保健所の確認が必要となること。
- (3) 製造品を試験販売に供するときは、その販売品に付す食品表示ラベルには、製造所又は加工所が長崎県工業技術センター 食品開発支援センターであること（表記内容「製造所 長崎県大村市池田2丁目1303番地8」）及びアレルギーに対する適切な注意喚起表示を含めること。
- (4) 食品を製造する期間中の外部からの照会（取材要求、見学要求など）は、責任をもって対応すること。

第7条（調査等への協力）

長崎県工業技術センターから、利用者の統計情報収集や成果について調査協力依頼があれば、誠意を持って協力します。

以上

所在地
企業名
職・氏名
電話番号

印

（法人でない場合は、営業許可を取得する者の住所又は居所、氏名等。）

食品開発支援センター試作加工施設及び設備機械類

使用料減(免)額申請書

令和 年 月 日

長崎県工業技術センター所長 様

〒

住所 _____

氏名 _____

令和 年 月 日付け申請（予定）の食品開発支援センター試作加工施設及び設備機械類の使用について、下記により使用料の減(免)額を受けたいので申請します。

記

1. 利用者の氏名等

所 属 名 _____

住 所 _____

電 話 _____

利用者名 _____

2. 利用期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3. 使用目的

食品開発支援センター試作加工施設及び設備機械類使用許可申請書に記載のとおり

4. 使用する部屋及び設備機器類

食品開発支援センター試作加工施設及び設備機械類使用許可申請書に記載のとおり

5. 使用料減(免)の理由（○で囲んでください。）

（1）国・地方公共団体 （2）共同研究 （3）研修・指導 （4）その他（ ）

（伺）上記のとおり承認してよろしいか。

受 付	承 認

所長	センター長	担当者	総務課	取扱者